

ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎 会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本クラブは、ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎（以下、「クラブ」という）と称する。

第2条 (目的)

クラブの目的は、PGMプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という）が茨城県龍ヶ崎市泉町に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という）を利用して会員の健康増進をはかり、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を高めることとする。

第3条 (事務所)

クラブの事務所は施設内に置くものとする。

第2章 会 員

第4条 (会員の種類)

1. 会員の種類は次のとおりとする。
 - (1) 特別会員
クラブまたは会社、斯界に功労のあった者のうち、理事会が推薦し、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その権利は一身専属とする。
 - (2) 正会員
会社が定める所定の手続を経て、会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。
 - (3) 正会員（2名記名式・法人）
会社が定める所定の手続を経て、会社が正会員の資格を承認した法人とする。
 - (4) 平日会員
会社が定める所定の手続を経て、会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。
 - (5) 家族会員（2名記名式・個人）
会社が定める所定の手続を経て、会社が家族会員の資格を承認した個人とする。
2. 会員である個人を「個人会員」といい、会員である法人を「法人会員」という。
3. 法人会員は、法人に代わって会員資格を行使する個人（以下「登録者」という）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が定める所定の手続を経て、会社が登録者の資格を承認した者とする。
4. 家族会員は、会員の他に会員に代わって会員資格を行使する個人（以下「登録者」という）1名を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が定める所定の手続を経て、会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、次に定める日（但し、会社が定める休業日を除く）の営業時間内に、会社が定める所定の条件で施設を優先的に利用することができる。
 - (1) 特別会員および正会員・家族会員：全日
 - (2) 平日会員：月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く）
2. 会員は、会社が定める所定の条件でクラブの開催する競技会、その他の行事に参加することができる。
3. 会員は、会社が定める所定の条件でビジターを同伴または紹介することができる。
4. 本条前各項で定める会員の権利は、予約状況等合理的な事由により、一定の制限が加えられる場合があることを会員は予め了承する。
5. 会員は、本会則の定めに基づき預託金の返還を請求することができる。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は免除する。
なお、会員は年会費の1ヵ年分を対象年度の前年度末日までに支払い、会員が対象年度の途中で会員資格を喪失しても、会社は年会費を返還しないものとする。

2. 会員は、施設を利用した場合、会社が定める利用料金を、別途定めのない限り、利用当日に支払うものとする。
3. 会員は、住所、氏名、商号等の届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が定める所定の手続を行うものとする。
4. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
5. 会員は、本会則およびその他クラブの諸規則を遵守するものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為はしないものとする。
6. 会員は、同伴または紹介したビジターの行為および諸料金の支払い等につき、連帯して会社に責任を負うものとする。
7. 会員は、会社が開催決定した公式競技会、プロ競技会等により施設を利用できない日が生じても、これに従うものとする。
8. 会員は、会社および理事会の決定事項に従うものとする。

第7条 (暴力団追放)

1. 会社は、暴力団員およびその関係者、または反社会的団体の構成員等のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、暴力団員およびその関係者、または反社会的団体の構成員等を同伴し、または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するとき、会社は、理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則またはクラブの諸規則に違反したとき
- (2) クラブまたは会社の名誉を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散は除く）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を他に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するとき、会員契約は解除されるものとする。
 - (1) 前条第1号ないし第3号の事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
 - (3) 個人会員について、相続が開始されてから2年経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、もしくは同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するとき、会社は会員契約を解除することができるものとする。
 - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

個人会員ならびに家族会員は、会社が別途定めた事情がある場合、所定の手続きを行い、会社の承認を得て、一定期間休会することができる。この場合、会社は会員の資格を停止し、年会費を免除する。但し、未納年会費がある場合は、休会できないものとする。また、休会の期間は当該年度の年度末限りとし、翌年度も休会を希望する場合は、あらかじめ所定の手続きを行い、会社の承認を得るものとする。尚、法人会員は登録者を変更して利用することが可能であるため、休会できないものとする。

第12条（入会）

1. クラブに入会しようとする者は、会社が定める所定の手続を行い、会社の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得た者は、会社が定める所定の入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。
4. 名義変更によらず、年度の途中で第2項の手続を完了し入会した会員の年会費は、入会手続完了日の属する月の翌月から年度末月までの期間に応じ月割り計算した額とし、会員は入会手続完了後直ちに支払うものとする。

第13条（預託金）

1. 会員の預託金は、無利息にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後に、会員が会員契約の解除を条件に返還請求した場合に限り返還されるものとする。
2. 預託金の据置期間は、2003年11月5日以前から在籍している会員については、同日より10年間とし、2003年11月6日以降において新たに会員資格を取得した会員については、当該会員資格取得日より20年間とする。
3. 会社は、理事会の同意を得て、会社の経営を円滑に遂行するために必要があるとき、または、クラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき、あるいは、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、前項の据置期間を一定の範囲内延長することができる。
4. 会員は、会社の文書による承諾を得ることなく預託金の返還請求権について譲渡、質入れ、その他処分行為をすることができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
5. 会員契約が解除された場合、会社は、預託金と年会費その他諸料金の未払い等会員の会社に対する債務を対当額にて相殺できるものとする。

第14条（退会）

会員がクラブを退会しようとするときは、預託金の据置期間経過後に会社が定める所定の手続を行い、会社の承認を得なければならない。

第15条（登録者の変更）

1. 法人会員および家族会員は、会社が定める所定の手続を行い、会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員および家族会員は、会社が定める所定の登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第4章 会員の権利の承継

第16条（権利の譲渡）

1. 会員は、会社が定める所定の手続に従い、当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が定める所定の手続を行い、会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が定める所定の名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 第2項および第3項の手続を完了した譲受人は、本会則の定めに基づく譲渡人の権利義務の全てを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第17条（権利の相続）

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合は、会社が定める所定の手続を行い、会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人のうちの一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が定める所定の名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 第2項および第3項の手続を完了した相続人は、本会則の定めに基づく被相続人の権利義務の全てを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合に、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第18条 (その他の権利承継)

法人会員について、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務の包括承継がなされた場合は、会社が定める所定の手続を行い、当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第5章 役員および理事会

第19条 (役員)

1. クラブに次の役員をおく。

理事長 1名

理事 若干名

2. 理事会が必要と認めた場合は、その他の役員をおくことができる。

第20条 (役員を選任)

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。

2. 理事は、会社の推薦する者および会員の中より理事長が選任し委嘱する。

第21条 (役員の任期)

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行なう定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第22条 (理事長)

1. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、または必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。

2. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。

3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事が理事長の職務を代行する。

第23条 (理事会)

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状含む）の出席をもって成立する。

2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状含む）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

3. 理事長が会合の必要がないと認めた場合は、書面をもって決議することができる。

4. 理事会は、本会則に定める事項並びに会社から諮問を受けた次の事項につき、決議するものとする。

(1) クラブの運営に関する基本事項

(2) 本会則およびクラブの運営上必要とするその他諸規則の制定および改廃に関する事項

(3) 各種委員会の委員に関する事項

(4) その他クラブの運営に必要と認められる事項

第24条 (委員会)

1. クラブに各種分科委員会をおく。

2. 委員長、副委員長および委員は、理事または会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。委員長、副委員長および委員の任期は理事の任期と同一期間とする。

3. 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

第6章 個人情報の取扱い

第25条 (個人情報の取扱い)

会社は、会員の個人情報を、公表している「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づき取扱うものとする。但し、会員が保有する会員権につき、会員契約代行者をして第三者への譲渡を希望する場合、当該会員契約代行者が当該会員の個人情報を会社に問合せがあれば、会社は当該会員の個人情報を当該会員契約代行者に開示することができるものとする。

第7章 附 則

第26条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第27条 本会則は2010年4月14日より改定施行する。

以 上